

## 平成28年度第7回国立市男女平等推進市民委員会議事要旨

1. 日時：平成29年3月28日（火）19：00～21：00

2. 場所：国立市役所1階東臨時事務室

3. 出席者：委員9名 欠席1名

出席：越智委員、池田委員、五十嵐委員、至田委員、高橋委員、中島委員、宮原委員、ムン委員、吉井委員  
事務局5名

4. 議事

- (1) (仮称) 男女平等・男女共同参画推進条例案の検討
- (2) タウンミーティング・パブリックコメントの実施方法について

5. 意見要旨

○事務局：初めに前回からの変更点について説明したい。

用語の説明(5) 性的指向について、わかりやすいよう例示を加え、「人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。例えば、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛並びにいずれも対象としない無性愛等がある。」とした。(6) 性自認についても、同様に例示を加え、「人の自らの性に対する自己認識を示す概念をいう。例えば、自ら男性又は女性であるか、その間であるか、そのどちらでもないか、あるいはその間を揺れ動いているかがある。」とした。(7) 複合差別では、「外国にルーツをもっていること」と文言変更した後に「等」を追加し、文末に「差別又は困難な状況に置かれていること」を追加した。

続いて、市の責務は、語尾をより強い表現に変えて、末尾をそれぞれ「講じなければならない」「しなければならない」に変更した。禁止事項は、「性的指向及び性自認等を含む性別を起因とする差別」に文言を変更した。

基本的施策として、「女性のエンパワーメント」を新しく追加して、内容を「市は、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できる社会環境を整備するための、必要な支援を行うものとする。」とした。以上が主な訂正箇所になるが、またご意見があればお願いしたい。

○委員：まず、条例名称について、男女平等参画と多様な性を認め合うことの両方を検討してきたが、今回の骨子案の名称では「多様な性」が入っていない点について意見を聞きたい。また、用語の定義から「性別」の項が削除されたが、用語の(7) 複合差別の中では、あえて性的指向と性自認を含む「性別」という形で明確に記載したほうが良いと考える。事務局の意見をお願いしたい。

○事務局：条例名称については、現在議論をしている最中であるため、あくまで骨子案の段階の名称として「(仮称) くにたち男女平等参画推進条例」としている。「性別」の項を削除したが、文章のなかで頻繁に用いられる

(1) 「男女平等参画」の用語定義の中で、性的指向、性自認を含む社会であるという形で提案している。しかし、名称を「くにたち男女平等参画推進条例」にすると、これまで議論をしてきた女性のエンパワーメントや性別の多様性、複合差別などが見えにくくなってしまうと思う。

○委員：(7) 複合差別における性的指向と性自認の規定はどのようになるのか。

○事務局：「性的指向や性自認等を含む性別に起因した差別」の内容で変更を考えている。

○委員：そのように変更してもらえたら、それでお願いしたい。

○委員：「性別」の定義については、これから徐々に男性と女性に二分される考え方は薄くなるのではないだろう

か。条例全文を通して性別というものがわかれば、今のところいいのではないか。また、名称を「くにたち」と、平仮名にしたのはとてもいいと思う。

○委員：確かに、ある程度意識的に性別について考えたことがあり、色々な情報が入っている人は、性別が男女だけではないという認識を持っており、数年前よりそのような人は増えていると思う。しかし、社会で一般的に認識されている言葉として使用したとき、分かりやすさを出すために、条例のなかで「性別」の項を持つか、または、文章中で全て「性的指向や性自認を含む性別」と書くことで間違った解釈を少なくできるのではないか。

○事務局：条例の名称案としては、他に「国立市男女平等と多様な性を認め合う社会を推進する条例」もある。男女平等と多様な性を認め合うという点と女性のエンパワーメントについて、これまで委員会で議論してきた条例の中身を、より名称に正しく表すことができるのではないかと考える。

○委員：男女の性別を各論で論じるのはいいが、名称には「男女」という言葉をつけず、国立市民とひとくくりにしたほうがいいのではないだろうか。参画を入れると長くなるため「国立市民平等」がいいと思う。

○委員：「市民」という言葉で全てが伝わる時代が来ればいいが、やはり性別を切り口として、社会的な性別に関する条例であるということを、条例名称で伝えることが必要だと思う。

○委員：名称は非常に重要だ。条例制定の目的を考慮するとどちらも理解できるが、「国立市男女平等と多様な性を認め合う社会を推進する条例」とした場合に、「認め合わなければならない」は重荷になると思う。「性別」を用語定義において「性的指向、性自認などにかかわらず個人として尊重される」と明確にうたうことがいい。

○委員：「市民平等」の名称もいいと思うが、少々先進的過ぎる感じがする。しかし、男女と言われると2分の1の捉え方をしてしまいそうなので、用語の意味に「男女」の項目を入れたほうがわかりやすいと思う。

○委員：事務局提案の「くにたち（国立市）男女平等参画推進条例」がいいと思う。東京都の計画では「男女共同参画」ではなく「男女平等参画」とうたっているので、合わせた方がいい。確かに市民平等は理想だが、女性が男性と平等になるにはまだ時間がかかる。また、くにたちを平仮名にしたのは大変いい。もし、名称にサブタイトルのような愛称を入れることが可能であれば、名称自体にはそれほどこだわらなくてもいいと思う。

○委員：名称に「多様な性を認め合う」の言葉が入ると、先駆的に思えて魅力はあるが、その反面、現実的には女性が平等になっていないことが浮かび上がる。今回は先駆的な言葉は控えていいのでは。多様な性を認めることを具体的に入れるのであれば、基本施策11のポジティブ・アクションの中に取り入れ、このような方向で行くのだということを示すことで理解は得られると考える。

○委員：「国立市男女平等と多様な性を認め合う社会を推進する条例」案には、反対である。誰にとっても住みやすい社会を作らなければならないことは重要な課題であるが、今回の条例を制定する目的として、まず男性と女性の格差、特に所得格差を無くしていくことが優先すべきことであり、今回の案は偏りすぎていると感じている。事務局の名称案のなかでは「くにたち（国立市）男女平等参画推進条例」がいいと思う。

○委員：意見は大変よくわかる。名称が強調されることで名称だけだと思われてしまうことを懸念する一方、男女だけでない意見も取り入れた条例だということは伝えたい。

○委員：名称にサブタイトルのような何かを付けるのであれば、前文にある「性別の壁を越えて」がイメージしやすい。多様性を少し含みつつ人権を尊重し合うところが条例の骨子に近いと思う。

○委員：性的指向と性自認の言葉をどこに入れるかについては、前文、用語の説明、基本理念（1）を加筆修正すればいいのではないだろうか。

○事務局：基本理念（1）は、「性別による差別的取扱いや暴力を根絶し」と、かなり力強い理念をうたっているところなので、ここに性的指向と性自認を入れるのはいいと思う。

○委員：基本理念（1）に入れるのは、賛成だ。

○事務局：続いて、タウンミーティングとパブリックコメントの実施方法について検討したい。タウンミーティングの進行は、パワーポイントを使った基本的な条例案の説明を委員長と副委員長が行い、その後に各委員の皆

様からの説明、最後は参加者との意見交換を行うという流れになる。

○委員：多くの方に来ていただくことが必要。学生や民生委員にも参加を呼びかけてはどうか。

○事務局：参加者が少ないのが課題だと思っている。民生委員や自治会などにも足を運んで呼びかける。一般の市民の方に多く集まってもらえるようにしたい。

○委員：今回のタウンミーティングの時間設定は、参加できる人が限られた時間になっているので、ホームページに意見を書き込めるようになると有効だと思う。不規則な生活の方や、とりわけ性的指向や性自認に敏感な人にとっては誰かと対面しなくても意見が言える状況というのは大きな要素だ。

○事務局：パブリックコメントでは、市内公共施設に置いてあるポストに意見書を入れていただくことができる。また、メール送信でも受け付けているので、顔を合わせずに意見をいただくことができる。

○委員：多くの方に足を運んでもらうためにチラシを作ってはどうか。

○事務局：意見募集を呼びかけるためのチラシを作成したいと考えている。来年度の次回以降の委員会では、タウンミーティングとパブリックコメントで頂いた意見を基にして検討を行っていききたい。